

※この法令は廃止されています。

**平成二十四年国土交通省令第三十九号**

沖縄振興特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）の施行に伴い、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第十四条第七項、第八項及び第九項において準用する通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第三章、第四章及び第三十五条の規定に基づき、並びに沖縄振興特別措置法を実施するため、この省令を制定する。

（非居住者の代理人）

**第一条** 本邦内に住所を有しない者（以下「非居住者」という。）は、沖縄特例通訳案内士の登録を受ける場合には、本邦内に住所を有し、当該非居住者と業務上密接な関係を有する者であつて、沖縄特例通訳案内士の登録に関する一切の行為につき、当該非居住者を代理する権限を有するもの（以下「代理人」という。）を定めなければならぬ。

2 次のいずれかに該当する者は、代理人となることができない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

二 法人であつて、その役員のうちに前号に該当する者があるもの

（登録事項）

**第二条** 沖縄振興特別措置法（以下「法」という。）第十四条第七項において読み替えて準用する通訳案内士法第十八条に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 登録番号及び登録年月日

二 資格を取得した外国語の種類

三 非居住者にあつては、その代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

（沖縄特例通訳案内士登録簿の様式）

**第三条** 法第十四条第七項において読み替えて準用する通訳案内士法第十八条の沖縄特例通訳案内士登録簿は、別記第一号様式による。

（登録の申請）

**第四条** 法第十四条第七項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、別記第二号様式による沖縄特例通訳案内士登録申請書を、沖縄県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 健康診断書  
二 法第十四条第四項に規定する研修を修了したことを証する書類（以下「修了証明書」とい  
う。）の写し  
三 履歴書

登録の申請をしようとする者は、別記第二号様式による沖縄特例通訳案内士登録申請書を、沖縄県知事に提出しなければならない。

（登録事項の変更の届出）

**第五条** 法第十四条第七項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十二条の沖縄特例通訳案内士登録証は、別記第三号様式による。

（登録証の再交付の申請等）

**第六条** 法第十四条第七項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十二条の沖縄特例通訳案内士登録証は、別記第三号様式による。

（沖縄特例通訳案内士登録証の様式）

（登録事項の変更の届出）

**第七条** 沖縄特例通訳案内士は、登録を受けた事項に変更があったときは、別記第四号様式による登録事項変更届出書に登録証、当該変更が行われたことを証する書面及び写真二葉を添えて、沖縄県知事に提出しなければならない。

（登録証の再交付の申請等）

**第八条** 沖縄特例通訳案内士は、法第十四条第七項において準用する通訳案内士法第二十四条の規定により登録証の再交付の申請をしようとするときは、別記第五号様式による登録証再交付申請書に、亡失した場合にあつては修了証明書の写し及び写真二葉を、著しく損じた場合にあつては当該登録証、修了証明書の写し及び写真二葉を添えて、これを沖縄県知事に提出しなければならない。

（登録の抹消に関する届出）

**第九条** 法第十四条第七項において準用する通訳案内士法第二十五条第二項の規定により同条第一項第一号から第三号までの規定のいずれかに該当することとなつた旨の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録抹消事由届出書に登録証を添えて、沖縄県知事に提出しなければならない。

（登録の抹消の事由及びその期日）

一 氏名及び住所  
二 沖縄特例通訳案内士の氏名及び住所（その相続人が届出をする場合に限る。）

三 登録番号及び登録年月日

四 該当することとなつた抹消の事由及びその期日

2 前項に規定するもののほか、法第十四条第七項において準用する通訳案内士法第二十五条第一項第二号又は第三号（法第十四条第五項第一号に該当する場合に限る。）に該当することとなつた旨の届出をしようとする場合には、前項の届出書にその旨を証する書面を添えて、沖縄県知事に提出しなければならない。

（登録の抹消の通知等）

**第十一条** 沖縄県知事は、第一項の届出をしようとする者又はその代理人に係る本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、住民基本台帳法第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその利用ができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

（登録の抹消の通知等）

（法第十四条第七項において準用する通訳案内士法第二十五条第一項第一号、第三号若しくは第四号又は法第十四条第七項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十六条の規定により沖縄特例通訳案内士の登録を抹消したときは、その旨を登録の抹消の処分を受けた者に通知しなければならない。



## 認印用紙（捺印用紙・押印用紙）

沖縄特例通訳案内士登録申請書	
沖縄特例通訳案内士の登録を受けたいので、沖縄振興特別措置法第14条第7項において準用する通訳案内士法第20条の規定により申請します。	
(フリガナ) 申請者氏名 (英語)	
生年月日	年 月 日生(歳)
本籍地 (外国籍の場合、 その国籍)	
(フリガナ) 住所 (英語)	電話 ( )
資格を取得した外国 語の種類	語
研修終了年月日	年 月 日
代理人の氏名又は名 称及び住所並びに法 人にあっては、その 代表者の氏名(非居 住者に限る。)	電話 ( )
年 月 日	
沖縄県知事 殿	
氏名 印	

(日本工業規格 A4判4枚)

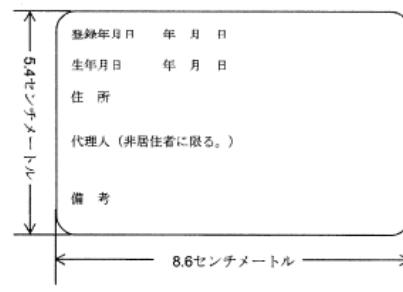
備考 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。

## 認印用紙（捺印用紙）

(表面)



(裏面)



第四号様式（第七条関係）

機関申請書（登録事項変更届出書）

登録事項変更届出書		
登録番号		
登録年月日		
(フリガナ) 氏名 (英語)		
年　月　日生		
(フリガナ) 住所 (英語)		
電話　( )		
資格を取得した外国語の種類		
代理人の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあつては、その代表者の氏名 (非居住者に限る。)		
電話　( )		
沖縄振興特別措置法第14条第7項において準用する通訳案内士法第18条の登録事項に下記 の通り変更がありましたので、同法第23条の規定により、証する書類を添付して届け出ます。		
登録事項	変更年月日	年　月　日
変更前		
変更後		
年　月　日		
沖縄県知事　殿		
氏名		

(日本工業規格 A列4番)

第五号様式（第八条第一項関係）

機関申請書（登録証再交付申請書）

登録証再交付申請書	
登録番号	
登録年月日	
(フリガナ) 氏名 (英語)	
年　月　日生	
(フリガナ) 住所 (英語)	
電話　( )	
資格を取得した外国語の種類	
代理人の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあつては、その代表者の氏名 (非居住者に限る。)	
電話　( )	
沖縄振興特別措置法第14条第7項において準用する通訳案内士法第24条の規定に基づき、 下記理由により登録証の再交付を申請します。	
理由	
年　月　日	
沖縄県知事　殿	
氏名	

(日本工業規格 A列4番)

縦長申請状（様十二）  
(表面)

	第年月日
8センチメートル	所属庁 氏名
	年月日生
	沖縄振興特別措置法第十四条第八項において準用する通訳案内士法第二十九条第三項の規定による證明書
	年月日まで有効
	所属庁 <input type="checkbox"/> 印
9センチメートル	

(裏面)

	通訳案内士法抜粋
8センチメートル	(登録証の提示等)
	第二十九条（略）
	2. 通訳案内士は、その業務を行つている間は、登録証を携帯し、国若しくは地方公共団体の職員又は通訳案内を受ける者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
	3. 国又は地方公共団体の職員が前項の請求をするには、その身分を示す證明書を携帯し、通訳案内士の要求があるときは、これを示さなければならない。
9センチメートル	